

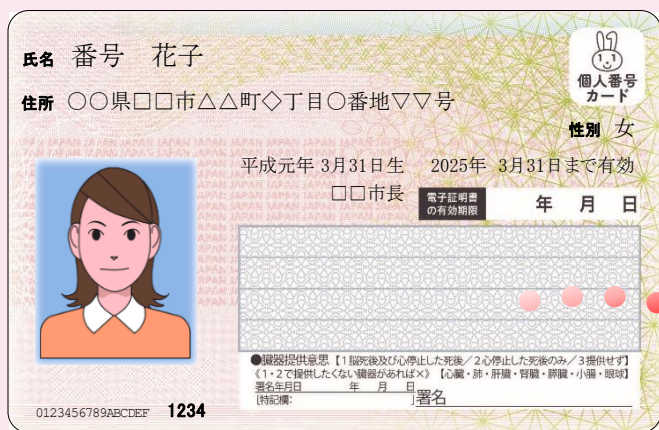


マイナンバーカード GuideBook



※ マイナンバーカードは個人番号カードの愛称です

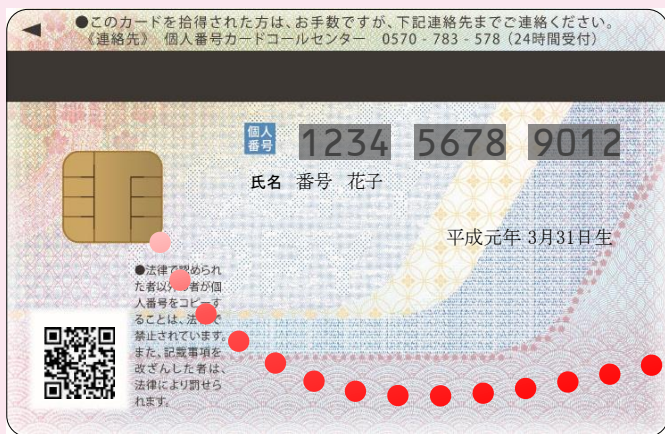
おもて面



おもて面には、顔写真、氏名・住所・性別・生年月日のほか、カードの有効期限と電子証明書の有効期限が表示されています。

身分証明書として利用する場合は、おもて面のみ提示します。

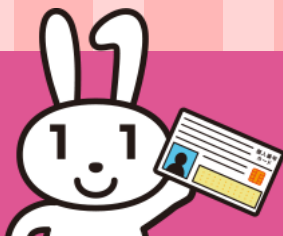
うら面



うら面には、マイナンバー(個人番号)・氏名・生年月日が表示されています。左下のQRコードには、マイナンバーが記録されています。

ICチップには、電子証明書が記録されています。

うら面に記載のマイナンバー(個人番号)は、法律で定められた社会保障や税に関する手続で、マイナンバーの提示を求められたときにのみ利用します。



マイナンバー制度 政府公式YouTube
『もうつくりにはられない! デジタル社会の
パスポート マイナンバーカード』の動画はコチラ→





印鑑証明書を窓口で取得するには

【印鑑登録カード】が必要です！



マイナンバーカードを取得しても
【印鑑登録カード】は
絶対に捨てないでください！！



マイナンバーカードの取り扱いについて

マイナちゃんにマイナンバーカードのことを聞いてみよう！

持ち歩き方

普通に持ち歩いていいの？

大丈夫だよ。キャッシュカードの感覚に近いかな？失くさないようにしよう！

うら面のマイナンバー（個人番号）

うら面のマイナンバーを他人に見られたらどうなるの？

他人のマイナンバーで勝手に行政手続きをしたり、他人の個人情報を調べることはできないよ。

暗証番号

暗証番号を友達に教えても大丈夫？

キャッシュカードと同じで、他人に教えてはいけないよ。暗証番号は、マイナンバーカードを利用するために必要なんだから！

SNSへのカードの画像の投稿は？

こんなに安全ならカードを自慢しても大丈夫？

マイナンバーを誰かに知られても大丈夫だけど、不特定多数の人の目に触れるような行為は禁止されているよ。

提示方法

銀行や勤務先などでマイナンバーの提示を求められたときはどうすればいいの？

おもて面とうら面を見せるよ。

レンタルショップなどで身分証明書として使うときは？

おもて面だけ見せるよ。そのとき、うら面のマイナンバーを見られても大丈夫だけど、マイナンバーを書き留めたりコピーを取ることはダメだよ。

うら面のQRコード

うら面の左下にあるQRコードには何が記録されているの？

QRコードには、マイナンバーが記録されているよ。スマートフォン等で簡単に読み取ることができるよ。

紛失・盗難に遭ったら

カードを紛失したり、盗まれたりしたらどうすればいいの？

まずは、24時間365日対応のコールセンターに電話して機能を停止しよう。詳しくは、P3を参照してね。



マイナンバーカードの強固なセキュリティ

24時間365日対応のコールセンターを設置



紛失や盗難の場合、カードの機能を一時停止し、第三者による不正利用を防止します。
(P3参照)

◆ ICチップ ◆



必要最小限の情報のみ記録

「収入、年金、病歴」など、プライバシー性の高い情報は一切記録されていません。



記録情報の盗取は困難

不正に情報を盗取しようとする、自動的に記録情報を消去する機能などが施されています。

利用にはパスワードが必要



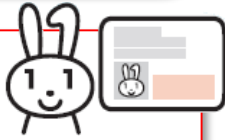
電子証明書ごとにパスワードが設定されています。仮に紛失しても、拾得した第三者は、パスワードを知らないと不正利用できません。パスワードは、入力を一定回数以上間違えるとロックされます。

セキュリティの国際基準の認証を取得



ICカードのセキュリティの国際基準である「ISO/IEC 15408認証」を取得しています。

◆ 券面 ◆



顔写真付のため悪用は困難

仮に紛失しても、拾得した第三者が、容易になりすますことはできません。

各種対策により偽造は困難

文字はレーザー刻印されており、複雑な彩紋パターンを施すことなどにより、券面の偽造は困難です。

おもて



④

③

②

①

⑥

①パールインキ加工

偽造・変造が困難なインキを使用しています。

②コピー牽制加工

コピー機等で複写すると、隠れた文字が浮かび上がります。

③シェーディング加工

顔写真の張替えが困難な加工がされています。

④レーザーエングレーブ加工

レーザー光で印字を行い彫り込まれるので、印字が消えにくく偽造・変造が困難です。

⑤マイクロ文字

通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字が配置されています。

⑥彩紋パターン

背景に複雑な模様が配置されています。

暗証番号

ICチップに搭載された機能それぞれに暗証番号を設定し、暗証番号の入力を一定以上間違えるとカードがロックされます。

耐タンパー性

ICチップ内の情報が不正に読み出されたり解析されようとした場合、自動的に内容が消去されます。

うら



⑥

④

⑤

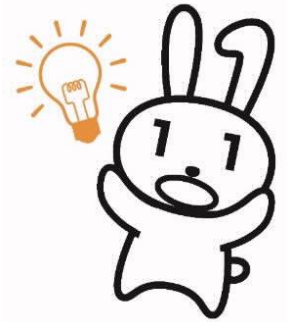
QRコードにはマイナンバーが記録

ICチップには、券面の内容と電子証明書が記録。機微な個人情報は記録されない。

使用・保管上の注意点

- カードをICカードリーダーに挿入する際は、無理やり押し込んだり、引っ張ったりしないでください。
- 誤動作や故障の原因になりますので、カードの端子部分を指で触れる、汚す、曲げることはしないでください。
- 一般的なICカードと同様、静電気、磁石、電磁波等により故障する恐れがありますので、保管・使用環境に注意してください。
- 直射日光のあたる場所、湿気・埃の多い場所、薬品が近い場所、高温になる場所で保管しないでください。
- 物理的な負荷に注意してください。

(例) カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れて座る。



紛失、盗難、損傷のとき

- 紛失や盗難に遭った場合は、マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、機能の一時停止を行ってください。併せて、警察署へ届け出てください。
- 機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行ってください。
- カードの再発行は、住民票のある市区町村の窓口で行うことができます。損傷した場合は、マイナンバーカードを窓口へお持ちください。なお、再交付には手数料が掛かります。

カードの紛失や盗難の場合は…

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178



◆一部のIP電話等で上記ダイヤルが繋がらない場合
☎050-3818-1250

◆聴覚障がい者用お問い合わせFAX番号
☎0120-601-785

◆外国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応）
☎0120-0178-26



再交付申請の方法

盗難・紛失の場合

- 警察署か交番に遺失届（盗難届）を提出してください。

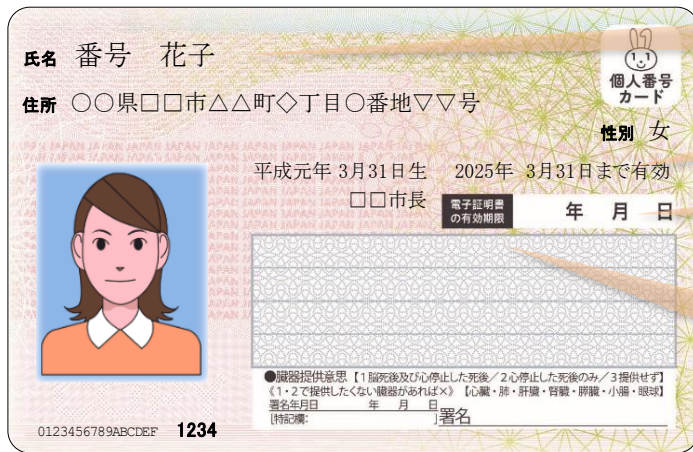
- 住民票のある市区町村の窓口で申請できません。交付には1カ月～2カ月程度要します。
- 写真が必要です。（市役所の窓口で撮らせていただくことも可能です。）
- 再交付手数料 1,000円
（電子証明書を搭載しない場合は800円）

氏名、住所等に変更があったとき

- 氏名、住所等に変更があった場合は、新たな氏名や住所等を追記欄に記載しますので、転居等の手続きの際に市区町村窓口でマイナンバーカードをお持ちください。市区町村が変更になった場合は、転入後90日以内に手続きをしないとカードが失効します。電子証明書が搭載されている場合は、電子証明書の書き換えが必要になります。（P8参照）

旧姓を併記できます

- 令和元年11月5日から、婚姻や養子縁組等で氏に変更があった場合に、従来使っていた氏を住民票やマイナンバーカード等に併記することができるようになりました。旧氏の併記を希望する方は、住民票のある市区町村窓口で手続きを行ってください。



新規・再発行で旧姓併記を希望の場合は『番号 [〇〇] 花子』と併記されます。

マイナンバーカードの有効期限はここに記載されています。

電子証明書の有効期限はここに記載できます。（任意）

この欄に新しい住所や氏名等を記載します。また、現在マイナンバーカードをお持ちの方で、旧姓併記を希望の方はこの欄に記載されます。

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限

- マイナンバーカードと電子証明書には、それぞれ有効期限があります。有効期限の概ね3ヶ月前に《地方公共団体情報システム機構》から通知予定ですので、更新手続きを行ってください。更新手数料は、当面の間**無料**です。

カード発行時の年齢	カードの有効期限	利用者証明用電子証明書（※1）	署名用電子証明書
18歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	
15歳以上～18歳未満	5回目の誕生日（※2）	5回目の誕生日	
15歳未満	5回目の誕生日（※2）	5回目の誕生日	×

※1 15歳未満・成年被後見人の場合は、法定代理人が必要かどうかの有無を判断し、法定代理人がパスワードを設定します。

※2 18歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とされています。

外国人住民の場合の有効期限

区分	永住者、高度専門職第2号及び特別永住者	永住者、高度専門職第2号以外の中长期在留者	一次庇護許可者又は仮滞在許可者	出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者
有効期限	日本人と同様	カード発行日から在留期間の満了の日まで	カード発行日から上陸期間又は仮滞在期間を経過する日まで	カード発行日から出生した日又は日本の国籍を失った日から60日を経過する日まで

◆本人からの申請に基づき、有効期限を変更することができます。

①マイナンバーカード有効期限の変更

在留資格の変更又は在留期間の更新により在留期間に変更が生じた場合、日本人の場合のマイナンバーカードの有効期限を超えない範囲で新たな在留期間の満了の日有効期限を変更できます。

②特例期間の延長

在留期間の特例が生じる場合は、特例期間の満了日までマイナンバーカードの有効期限を延長できます。

通知カードと通知書とマイナンバーカードの違い

	通知カード（※1）	通知書（※2）	マイナンバーカード
交付対象者	住民票がある全ての方（※3）	新たにマイナンバーが付番された方	交付申請した方
交付申請手続	不要	不要	必要
顔写真の有無	なし	なし	あり
身分証明書としての利用	できない	できない	できる（おもて面）
マイナンバーの確認書類としての利用	できる（※4）	できない	できる（うら面）
電子証明書の有無	なし	なし	あり
有効期限の有無	なし	なし	あり
交付手数料（初回）	無料	無料	当面の間、無料
再発行手数料	再発行できない	再発行できない	1,000円（電子証明書含む場合）

※1 通知カードは令和2年5月25日に廃止されました。

※2 令和2年5月25日以降に出生や初めて国外転入などを行った方に通知されます。

※3 マイナンバーカード交付の際に、返還していただきます。

※4 令和2年5月25日以降に引越し等で通知カードの記載事項に変更が生じた場合は、マイナンバーの確認書類として利用できなくなります。

パスワードについて

4つのパスワードの使いみち


マイナンバーカードには4つのパスワードがあり、それぞれの機能呼び出す際に使用します。

	① 署名用 電子証明書	② 利用者証明用 電子証明書	③ 住民基本台帳 用暗証番号 (個人番号カード用)	④ 券面事項 入力補助用
パスワード の桁数	英数字 6～16文字	数字4桁 (3種類を同じパスワードにすることも可能)		
用途	オンラインで電子文書を作成・送信する際に、作成した文書が真正なものであることを証明する仕組み	インターネットサイト等にログインする際にログインした方が本人であることを証明する仕組み	行政機関が住民票コードを読み込む際に利用	券面に記載されている情報を読み込む際に利用
利用 場面 (一例)	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続の電子申請(確定申告のe-Tax、本籍地の市町村へパソコンを使ってコンビニ交付の利用登録申請をするなど) 民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録 	<ul style="list-style-type: none"> コンビニ交付サービスの利用 健康保険証としての利用[要申込] マイナポータルのログイン 	住民票コードを使う手続きの際に行政機関が使用します	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリなど 申請内容の入力補助サービスなどに利用します
有効 期限	5回目の誕生日まで		カードの有効期限と同じ	
搭載の 条件	15歳未満・成年被後見人の場合は、搭載できません	15歳未満・成年被後見人の場合は、法定代理人が判断します	顔認証マイナンバーカードを除いて、必ず搭載されます	

パスワードの変更とロックの解除

- パスワードは、対応スマートフォンやパソコンにインストールした「マイナポータルAP」又は「利用者クライアントソフト」で変更ができます。(P8参照)
- 署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書は3回**連続して**パスワードの入力を誤るとロックされ利用できなくなります。なお、時間経過による誤入力回数のクリアはありません。ロックの解除は住民票のある市区町村の窓口で行うことができます。

パスワードメモ欄

名 称		パ ス ワ ー ド											
①	署名用電子証明書 （6～16桁の英数字） 英字（A～Z・大文字のみ） と数字（0～9）いずれも1 つ以上必要												
②	利用者証明用電子証明書 （4桁の数字）					<p>②～④は同じパスワード にすることも可能</p> <p>この欄にパスワードを 記載した場合は、 本書の取扱いにご注意 ください。</p> 							
③	住民基本台帳用暗証番号 （個人番号カード用） （4桁の数字）												
④	券面事項入力補助用 （4桁の数字）												

公的個人認証サービス（電子証明書）について

公的個人認証サービスとは

公的個人認証サービスとは、インターネットで申請や届出といった行政手続やオンラインサービスを利用する際に、「電子証明書」を用いて「なりすまし」や「データの改ざん」等を防止する公的なサービスです。マイナンバーカードには2種類の「電子証明書」が搭載されています。

署名用電子証明書

- インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。氏名、住所、生年月日、性別の4情報が記録され、「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真性なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。

利用者証明用電子証明書

- インターネットのオンラインサービス等にログインする際に利用します。氏名・住所、生年月日、性別の4情報は記録されておらず、「ログインした者が利用者本人であること」を証明することができます。

電子証明書の使いみち

- P9の **電子証明書** の表示があるサービスで利用します。
- 電子証明書は、行政機関や総務省の認定を受けた民間事業者が利用することができ、今後、官民で利用シーンが拡大する見込みです。
- 利用する際のパスワードについては、P6を参照してください。

電子証明書の有効期限と更新について

- 電子証明書の有効期限は、原則として発行日後5回目の誕生日までとなります。マイナンバーカードの有効期限が満了する場合は、電子証明書も併せて利用できなくなります。有効期限はカードのおもて面に記載する欄があります。
(P4参照)

電子証明書の利用方法

- 自宅等で電子証明書を利用するためには、対応するスマートフォンやパソコン、ICカードリーダーなどが必要です。対応するスマートフォンは現在100機種以上あり、今後も増加する見込みです。

スマートフォンで利用する場合



- ① 公的個人認証サービス対応機種の確認
マイナンバーカードに対応した機種かどうか確認します。
- ② 専用アプリ「JPKIモバイル」のインストール
iPhoneの場合は「AppStore」、Androidの場合は「GooglePlay」で検索しインストールします。

機種一覧は**コチラ**



パソコン（Windows又はMac）で利用する場合



- ① ICカードリーダーライタの用意
マイナンバーカードに対応した機種を準備します。
※Windowsパソコンは、Androidスマートフォンをリーダーライタとして接続できます。

機種一覧は**コチラ**



- ② パソコンのセットアップ
利用者クライアントソフトをダウンロードし、インストールします。
※ダウンロード先は**コチラ** (<https://www.jpki.go.jp/>)

- マイナポータルを利用する場合には「マイナポータルAP」、マイナポイントの申し込みには「マイナポイントアプリ」が必要になるなど、利用するサービスによっては、追加のアプリが必要な場合があります。

広がる使いみち！マイナンバーカード

- ICチップの電子証明書を活用した安全・確実な本人確認機能を利用して、官民の様々なサービスへの展開が期待されています。

マイナンバーの証明書になる

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

券面（両面）を利用



証明書をコンビニで取れる

全国のコンビニ等で住民票などの証明書を取得できます。（P10参照）

電子証明書を利用



税関係証明書のオンライン申請

詳細はコチラ



所得証明書、納税証明書（※）、軽自動車税納税証明書（※）をオンラインで申請し、郵送で証明書の交付を受けることができます。※法人は除く

電子証明書を利用



身分証明書になる

金融機関や携帯電話の契約、ライブ会場の入場など、身分証の提示が必要な様々な場面で利用できます。

券面（おもて面）を利用



スマホ・パソコンで電子申請・電子申告

オンラインで確定申告（e-Tax）をはじめとする行政手続きができます。

電子証明書を利用



健康保険証として利用できる（要申込）

健康保険証として順次利用できるようになります。健診結果や医療費なども確認できます。

（P11参照）

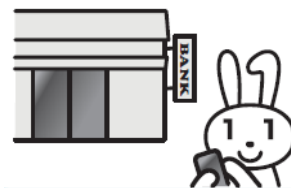
電子証明書を利用



民間のオンラインサービスが使える

オンラインバンキングやオンライン契約など、民間の取引等に利用できます。

電子証明書を利用



まだまだ広がる使いみち！

運転免許証との一体化など、今後も利用可能な項目は広がっていきます。



マイナポータルが利用できる

自分専用のサイトで、行政手続きの検索やオンライン申請、健康保険証として利用するための申し込みができます。

電子証明書を利用



コンビニ交付で、いつでも・どこでも・お得に証明書が取得できます



●利用できる日時 ※システムメンテナンス日時は、千曲市ホームページをご確認ください。
 毎日・午前6時30分～午後11時 ※システムメンテナンス日を除く。

市役所の窓口よりも **50円** 安くとれるよ！
是非ご利用ください！！

●利用できるコンビニ等
 全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンリテール等でマルチコピー機を設置している店舗（全国54,000超店舗）



- 対象の証明書
- ①住民票の写し ②印鑑登録証明書 ③戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄（抄）本）
 - ④戸籍附票の写し

証明書の取り方 ※ご利用の機種によって順番が異なる場合があります。

- ①コピー機のメニューから【行政サービス】→【証明書交付サービス】を選択
- ②マイナンバーカードをセット
- ③利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力
- ④お住まいの市区町村の証明書を選択 ⑤必要な証明書を選択
- ⑥手数料を入れる ⑦証明書が発行される

※15歳未満の方は、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードをお持ちでも利用できません。

〈取得できる証明書 早見表〉 ○：取得可 △：要事前登録 ▲：他自治体による

住民登録地	本籍地	住民票	印鑑証明	戸籍事項証明書	戸籍の附票
千曲市	千曲市	○	○	○	○
千曲市	他自治体	○	○	▲	▲
他自治体	千曲市	▲	▲	△	△
他自治体	他自治体	▲	▲	▲	▲

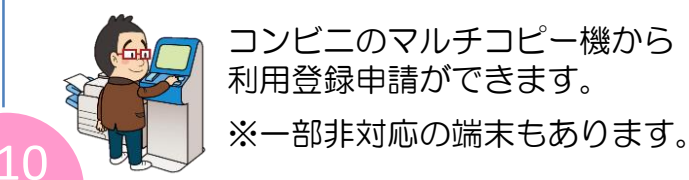
本籍地の戸籍証明書も取得できます！（要事前登録）

千曲市が本籍地であれば、市外にお住まいの方でもコンビニ交付で戸籍証明書を取得できます。郵送で請求いただくより手間がかかりません。

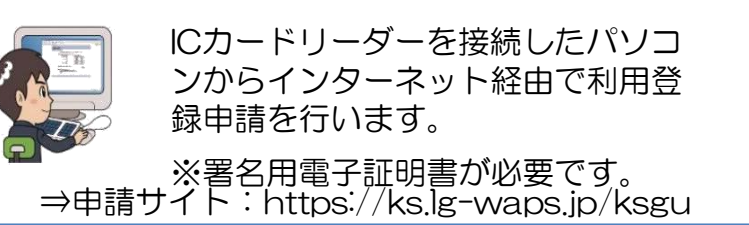
※ご利用には、事前にマルチコピー機又は自宅等のインターネット接続パソコンとICカードリーダーを使って利用登録申請が必要です。パソコンからの利用登録には、署名用電子証明書が必要です。

利用登録申請の方法

コンビニ等のマルチコピー機で申請



インターネットに接続されたパソコンで申請



健康保険証として利用できるようになります

- マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用にはマイナポータルでの登録が必要です。

登録は**コチラ**



詳しくは**コチラ**



1 健康保険証としてずっと使える！

- 就職や転職、引っ越ししても保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できる！

3 医療機関窓口への書類の持参が不要に！

- 高齢受給者証や限度額認定証などの持参が不要に！（市町村の医療費助成受給者証は必要です）

5 健康管理や医療の質が向上！

- マイナポータルで自分の薬剤情報や特定検診情報を確認できるようになる！
- 患者の同意で医師や薬剤師も確認できる！

2 医療保険の資格確認がスピーディに！

- 医療機関窓口の端末にマイナンバーカードをかざすだけで医療保険の確認が可能に！

4 医療保険の事務コストが削減！

- 医療保険の請求誤りや未収金の減少でコスト削減になる！

6 医療費控除も便利に！

- マイナポータルで自身の医療費情報を確認できる！マイナポータルを通じて領収書無しで確定申告できるようになる！※e-Taxの利用者に限ります。

顔認証マイナンバーカード（暗証番号を設定しない個人番号カード）

暗証番号の管理に不安のある方のため、暗証番号を設定しない個人番号カードも利用できます。主に健康保険証として個人番号カードを利用する方のための制度です。

注意点と保険証としての利用方法は以下のとおりです。

○ 利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用※
 - ・券面の顔写真や記載事項を用いた本人確認書類としての利用
- ※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。

✕ 利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用
- などの暗証番号の入力が必要なサービス

顔認証マイナンバーカードを健康保険証として利用したいが、まだ利用登録をしていない場合は、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで利用登録してください。

i. 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く

ii. 「マイナンバーカードを保険証として登録する」ボタンを選択

iii. 申込完了！

健康保険証としての利用方法

来院

- ✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く



本人確認

- ✓ 本人確認の方法で「顔認証」を選ぶ

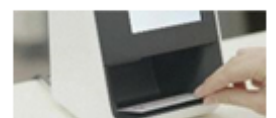


同意確認

- ✓ 各種同意事項の確認・選択
- 同意確認を行う事項

受付完了！

- ✓ マイナンバーカードを取り出し、受付完了



マイナポータルについて

- マイナポータルは、マイナンバーカードで利用できる個人専用のオンラインサービスです。マイナポータルにアクセスすると、行政機関が保有する自分の情報やマイナンバーを使った情報のやりとり履歴を確認することができます。

詳しくはコチラ



マイナポータル <https://myna.go.jp/>

マイナポータルは、スマートフォンやパソコンで利用できます。端末環境やログイン方法など詳しくは、上記サイトからご確認ください。

スマホから



※マイナンバーカード対応機種に限ります。

マイナンバーカードの
ICチップでログイン!



パソコンから



※マイナンバーカード対応のICカードリーダーが必要です

マイナポータルでできること

ぴったりサービス

子育てをはじめとするオンライン申請ができるよ!

※サービスの検索や一部の申請は、マイナンバーカードがなくてもできるよ!



あなたの情報

- ・税情報(所得等)
- ・世帯情報
- ・予防接種の履歴などが確認できるよ!



お知らせ

- ・「児童手当の現況届を出してください」
- ・「確定申告が始まります」などのあなたにあったお知らせが届くよ!



やりとり履歴

あなたの情報が行政機関でどのようにやりとりされたかチェックできるよ!



もっとつながる

- ・e-Tax
- ・ねんきんネットなどにつながるよ!



よくあるご質問

Q カードのICチップには何が記録されているの？

A カードの券面に記載されている情報と電子証明書が記録されています。所得や年金、行政サービスの受給情報など、プライバシー性の高い情報は記録されていません。（P2参照）

Q 氏名が変わったり、引っ越したときはどうしたらいいの？

A 券面の記載とICチップの書換えが必要になりますので、住所異動届などを提出するときに、カードを併せて提出してください。追記欄が全て埋まったら再交付申請が必要です。（手数料無料）（P4・P8参照）

Q カードを申請したときに電子証明書の発行を希望しなかったのですが、後から搭載することはできるの？

A できます。住民票のある市区町村窓口にお申し出ください。

Q カードの有効期限が過ぎたらどうなりますか？

A 身分証明書、マイナンバーの確認書類、電子証明書のいずれも無効となります。カードの更新は、有効期限の3ヶ月前から住民票のある市区町村の窓口で申請できます。

Q カードの有効期限が近付いてきたらお知らせが届きますか？

A 有効期限の3ヶ月前に地方公共団体情報システム機構から有効期限通知書が送付されますので、期限が切れる前に住民票のある市区町村の窓口で更新を行ってください。

Q 子供でもマイナンバーカードは作れますか？

A 作れます。ただし、15歳未満の場合は、法定代理人により申請していただく必要があります。また、特別な理由がある場合は、市区町村長が認める任意代理人により申請が可能です。

Q 特殊な事情（DVやストーカー等により住民票の変更ができない場合）で住所変更できない場合、どのように受け取ったらよいのでしょうか？

A やむを得ない事情により「住所地（住民票上の住所）」で交付を受けられない場合は、住民票のある市区町村に「居所登録」を行うことで、「居住地（実際に居住している住所）」で受け取ることが可能となります。居所登録については、住民票のある市区町村にご相談ください。

マイナンバー制度についてもっと知りたいときは…



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

内閣府 社会保障・税番号制度

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>



総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/O1.html

マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



公的個人認証サービスポータルサイト

<https://www.jpki.go.jp/>

お問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178 (無料)

※間違い電話が増えています。おかけ間違いのないようご注意ください。
※一時停止の手続きのみ、24時間365日受け付けています。

平日 9時30分～20時00分

土日祝 9時30分～17時30分(年末年始12月29日～1月3日を除く)

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、

- マイナンバー制度のお問合せは 050-3816-9405
- 通知カード、マイナンバーカードのお問合せは 050-3818-1250

for foreigners 外国語対応(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)

- マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26 (無料)
- 通知カード、マイナンバーカードに関すること 0120-0178-27 (無料)

千曲市の担当窓口

- マイナンバーカード・電子証明書に関すること
＜市民環境部 市民課＞
TEL:026-273-1111 内線1212 FAX:026-272-6739
- マイナポイントや個人番号制度に関すること＜企画政策部 情報政策課＞
TEL:026-273-1111 内線4163